

かんきょう 言取言方

第17号 令和6年5月5日

諏訪学区環境保全委員会
発行責任者 持田幸雄
諏訪交流センター内
電話 (33)3841

● ● ● はじめに ● ● ●

施設の本格工事が令和6年度から開始されようとしています。
処分場の工事期間も令和8年度末までのようです。

工事車両は油縄子交差点～梅林通り～県道37号線～現地を通行する予定であります。
「諏訪学区環境保全委員会」の活動を通して、期間中の交通安全には万全の対策をするよう事業団に強く要望し、確約をお願いしていることです。

今後も、地域の皆様に処分場に関する情報を出来る限り提供いたします。

12月から4月の出来事

12月

- 7日 **拡大役員会**
 - ・事業団による処分場の入札公告をしたという報告の説明
 - ・県による4者協定案の説明
- 10日 **大平田自治会説明会**
 - ・県による梅林通りの片側歩道の説明
- 21日 **吉成副市長との会談**
 - ・諏訪が考える地域振興について理解を求めた
 - ・4者協定について
- 22日 **第32回委員会**
 - ・現状と今後の見通しについて

1月

- 16日、18日 **役員会**
 - ・工事着工直前の状況について
- 28日 **上諏訪自治会説明会**
 - ・現状と今後の見通しについて
- 29日 **役員会**
 - ・日立市と第2回意見交換会

2月

- 7日 **自治会長会議**
 - ・現状と今後の見通しについて
- 8日 **県による4学区説明会**
 - ・油縄子交差点の改良について
- 16日 **役員会**
 - ・県による4者協定案の説明

3月

- 4日 **第33回委員会**
 - ・県の4者協定案と諏訪学区の対応について
- 7日 **西田自治会説明会**
 - ・コミュニティ会長の産廃活動への賛同書について
 - ・現状と今後の見通しについて
- 11日 **自治会長会議**
 - ・現状と今後の見通しについて
- 15日 **役員会**
 - ・工事期間中の安全について
- 28日 **県、事業団、市への確認**

4月

- 17日 **第34回委員会**
 - ・令和6年度活動方針について
- 19日 **役員会**
 - ・日立市と第3回意見交換会
 - ・日立市から県、事業団、市と協定を結ぶにあたり、新たな住民組織として諏訪、大久保、油縄子、成沢も含めた組織をつくり、4学区を含めた地域振興を提案された。

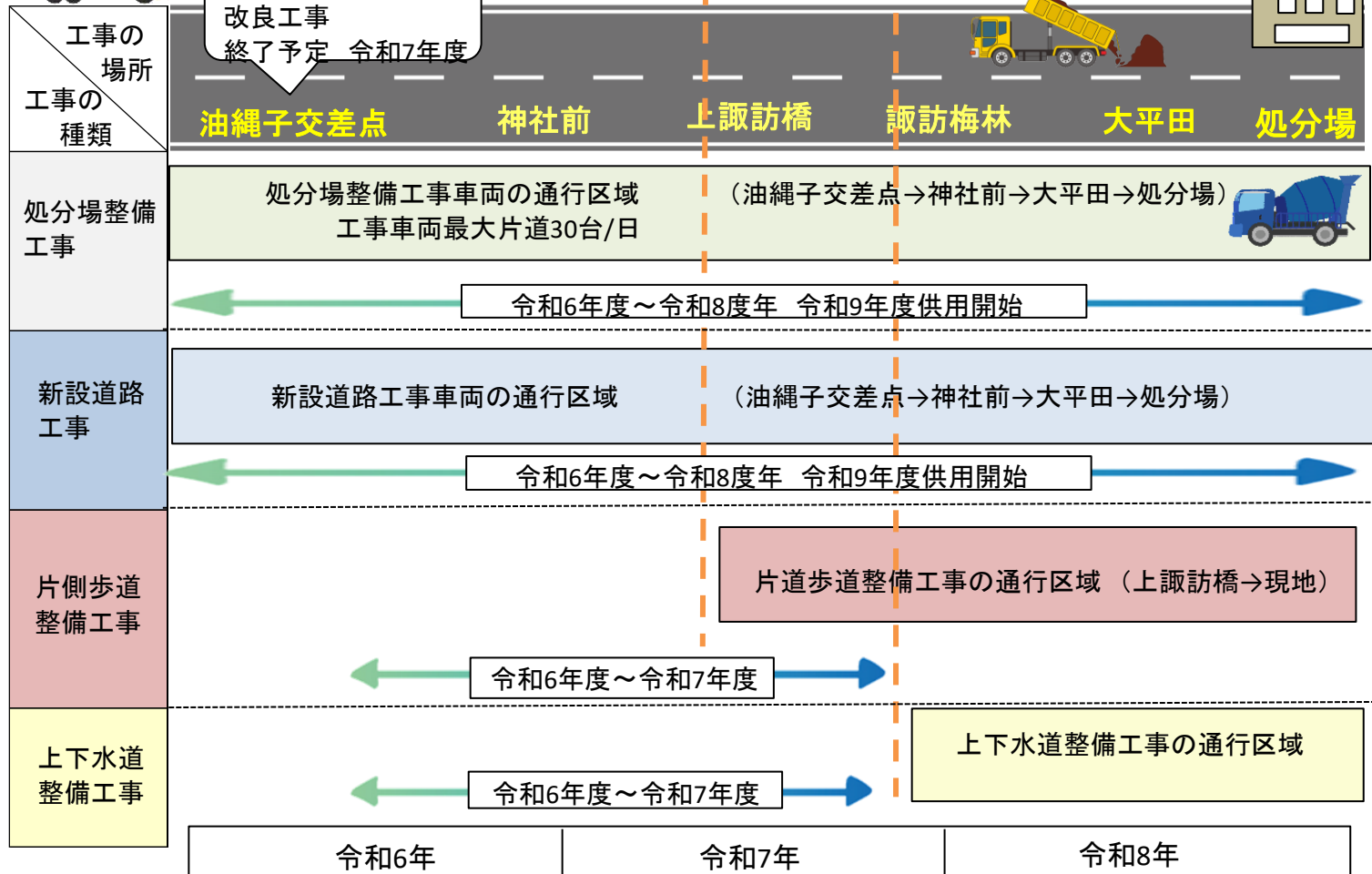
今後予定されること

- ・処分場設置に伴う環境保全並びに地域振興に関する協定書の締結
- ・地域振興事業の精査



茨城県、事業団、日立市の工事エリアと工事期間

油縄子交差点
改良工事
終了予定 令和7年度



備考

- ・トンネル工事より発生する土は、諏訪地区(梅林通り)を走行せず、新処分場より北側(常陸太田側)を通る予定です
- ・砕石やセメントは、諏訪地区(梅林通り)は走行せず、大平田地区内から供給する予定です。

事業団から施設建設に伴う公文書の要約

令和6年3月28日に事業団理事長から諏訪学区コミュニティ推進会会長に届いた文書(8項目の抜粋)

新産業廃棄物最終処分場に係る建設工事期間中の交通安全対策及び環境保全対策について

- 1, 新設道路供用開始前の工事用車両通行経路は、油縄子交差点～梅林通り～県道37号線～現地とする
- 2, 工事用車両の運行時間は、8時30分から夏季でも20時とする
- 3, 梅林通りを通行する工事車両の台数は、運行日1日あたり片道30台を上限とする
- 4, 生活環境影響調査の結果に基づき環境保全対策を実施し、環境モニタリングの結果はHPで公表する
- 5, 工事用車両の運行管理者に対して、交通安全、交通マナーの徹底を図るよう指導監督する
- 6, 工事車両に標識の掲示を義務づけ、一般車両と区別ができるようにする
- 7, 安全対策に万全を期す。万が一、事故が発生した場合は事故の原因を究明し、再発防止策をとる
- 8, 上記の変更を含め必要な対策は、地元と協議の上、実施する

編集後記

新年度は施設建設と関連工事について実行段階になります。大事な的是これからです。諏訪住民にとっては、生活環境にマイナスなだけの迷惑施設になるか、諏訪の誇りも保たれる施設になるか、県、事業団、市、議会、業界団体の皆様には施設予定地の諏訪の安全安心と地域振興の推進を引き続きお願い致します。